

最高裁秘書第3483号

令和7年11月4日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、松山地方裁判所がした司法行政文書の一部不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、下記3のとおり一部是正すべきと判断しましたので、通知します。

なお、是正後の開示に関する事項は、別途松山地方裁判所から通知されます。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

松山地裁の職員配置表（支部及び簡裁を含む。）（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

令和7年1月24日付け（同月27日受付）

2 答申番号

令和7年度（情）答申第37号

3 判断及びその理由

「職員配置表（令和6年12月3日現在）」のうち、別紙記載の各部分を除く原判断において不開示とした部分は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第5条第1号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、当該部分を不開示とした原判断は相当である。

一方、別紙記載1及び8は、法第5条第1号ただし書イに相当するものとして、別紙記載2から7までは、裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記第3の2に基づく部分開示として、開示することとした。

(担当) 秘書課(文書開示第二係) 電話03(4233)5240(直通)

別紙

- 1 左から 1 列目に記載された部署名（所属）のうち、上から 3 番目に記載されたもの
- 2 左から 2 列目に記載された部署名（所属）のうち、上から 5 番目に記載されたもの
- 3 左から 3 列目に記載された部署名（所属）のうち、上から 1 番目に記載されたもの

---

- 4 左から 3 列目に記載された部署名（所属）のうち、上から 9 番目（下から 1 番目）に記載されたもの
- 5 左から 4 列目に記載された部署名（所属）のうち、上から 5 番目（下から 3 番目）に記載されたもの
- 6 左から 5 列目に記載された部署名（所属）のうち、上から 4 番目に記載されたもの
- 7 左から 5 列目に記載された部署名（所属）のうち、上から 8 番目（下から 2 番目）に記載されたもの
- 8 総務課の欄の 2 行目に記載された職員の役職のうち一部